

## 排水設備工事等について

### 1 排水設備工事の申請について

- ① 申請書や完成届等の書類は市の窓口の委託先である給排水センター（株）ソフトアカデミーあおもり）に提出し確認を受けること。
- ② 必ず排水設備工事の着手前に申請し、**無届け（未承認）状態での工事は絶対に行わないこと。**
- ③ リフォーム等や、いわゆる居抜き物件の改装であっても、排水設備の改造工事がある場合は申請を行うこと。申請が必要か判断がつかない場合は、給排水センターに相談し指示を受けること。
- ④ 申請後に工事内容の変更がある場合は、変更工事着手前に変更届または変更協議書を提出すること。提出する書類の判断が付かない場合は、給排水センターに相談し指示を受けること。
  - ◇ 変更届：申請時の計画を変更する場合
  - ◇ 変更協議書：申請時の計画のまま、軽微な変更で支障が解消される場合など
- ⑤ 井戸水などの水道水以外を下水道に排水する場合は、営業課（浪岡は上下水道課）の料金担当者と事前に協議のうえ指示を受けること。
- ⑥ 大量の排水を流す、悪水を流すなど、下水道施設に負荷を与える恐れがある場合は、給排水課（浪岡は上下水道課）と事前に協議のうえ指示を受けること。
- ⑦ 申請書や添付する届出は最新の様式を使用すること。
- ⑧ 給排水センターに書類不備や不足資料の提出を指摘された場合は、速やかに指示に従い対応すること。
- ⑨ 阻集器やポンプ施設を設置する場合は、審査に必要となる詳細図及び計算書を添付すること。
- ⑩ 大型案件や説明を要する複雑な工事の申請は、施工内容を把握している担当者（責任技術者）が提出すること。
- ⑪ 申請主体である施主には、法令等や施工内容に関する説明を必ず行うこと。

### 2 排水設備工事の設計について

- ① 排水設備の構造等については、**青森市排水設備工事施行基準（青森市のホームページに掲載）**に従い法律及び条例等に定める機能を満たすための最適な設計を行うこと。
- ② 合流区では汚水と雨水は共に公共ますへ接続すること。
- ③ 分流区では汚水のみ公共ますへ接続し、雨水は下水道に流さないこと。
- ④ 分流区で汚水に雨水が混入する外水栓等（特定施設を除く。）の雑排水は下水道施設に負担がかかるため、公共ますに接続しないこと。※屋外プール等は接続義務の免除申請が必要。
- ⑤ ドレン排水等で水質が雨水と同程度以上に清浄であるものは下水道への接続を免除できる。
- ⑥ 現地調査及び建築との打合せは、綿密に行って設計を行うこと。
- ⑫ ホルソーの使用など基準外の施工や、落差調整ますなど指定外の材料を使用する場合は、事前に給排水センターに相談し指示を受けること。

### 3 排水設備工事の施工について

- ① 申請した計画のとおり排水設備を設置すること。
- ② 現場で至急協議もしくは判断が必要な場合は、給排水センターに相談し指示を受けること。

### 4 完成検査等について

- ① 完成予定日から完成が遅れる場合は、給排水センターへ事情を説明すること。
- ② 引き渡しの間近に迫っている案件などは特に、完成したら速やかに完成届を提出すること。
- ③ 検査前に下水道を使用する必要がある場合は、給排水センターに相談し、営業課の料金担当者の指示を受けること。
- ④ 完成届を提出する前に、完成図面と完成現場を十分に照合すること。
- ⑤ 変更の届出または協議の手続きが無く申請（変更）図面と完成図面及び完成現場が一致しなかった場合は不合格とし、完成図面及び完成現場が法令等で定める機能を満たしていないときは改善のための手直しを求める。
- ⑥ 検査を受ける際は、施主に検査の日時を伝えるなど、検査を受けられないということが無いように、事前の準備を怠らないこと。
- ⑦ ドルゴ通気管や保温施工等の検査時に確認出来ないところは、完成届に写真を添付すること。

### 5 他人の土地又は他人の設置した排水設備を使用する場合について

下水道法第11条において「他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。」と定められているが、いずれも所有者の承諾が必要であることから、申請書に同意書を添付すること。

### 6 特定施設について

工場等の事業場からの排水について、下水道法で水質汚濁法に準拠した特定施設を定め、水質について規制を設けていることから、該当する可能性がある事業場を計画する際には、排水設備工事の申請を行う前に、八重田浄化センター水質管理チームと協議し、所定の手続きを行うこと。

### 7 公共用地の占用について

道路または河川等の公共用地を占用する必要がある場合は、公共用地の管理者から許可条件（必要な構造等）を確認したうえで、排水設備工事の申請を行うこと。

## 8 融資あっせん制度を利用する際の注意点

- ① 汲取り便所や浄化槽を使用していた方で、水洗化等を行うにあたり自己資金のみで工事を行うことが困難な方を対象とし、市の税金や下水道受益者負担金の滞納が無い等の一定要件を満たしている場合、申請に応じて金融機関に融資あっせんの手続きをとることで、利子を市が負担する制度がある。
- ② 金融機関による「融資決定通知書※」が申請者に届いた事を確認してから、排水設備工事の申請を行うこと。※市の「あっせん審査結果通知書」ではない。
- ③ 完成検査には申請者本人又は委任された同居家族の立会いが必要となる。
- ④ 金融機関によっては、融資決定から三ヶ月以内など融資実行期限があるため、余裕をもって完成検査を受けるよう努めること。
- ⑤ 融資あっせんを利用する場合は、申請書に見積書の写し、完成届に請求書の写しを添付すること。

## 9 公共ますについて

- ① 排水設備の申請の前に、公共ますの有無を必ず現地で確認すること。
- ② 台帳にある公共ますが現地に見つからない場合は、まずは土地の所有者等に確認すること。それでも見つからない場合は、給排水課管渠維持チーム（八重田浄化センター内）に相談する。
- ③ 公共ますが無い土地に排水設備を設置する場合は、先に公共ますの設置申請をして、設置された公共ますに合わせて排水設備を設計すること。
- ④ 公共ますの深さが足りない、場所を変えたいなどがあるときは、申請して自己負担で移設すること。
- ⑤ 市の設置工事を待てずに早く下水道を使用したい場合は、自己負担で設置することができる。
- ⑥ 使用しない公共ますが有る場合は取付管ごと撤去すること。ただし、将来使用する予定がある場合は、土砂が吸い出したりしないようにキャップ等でしっかりと止めること。
- ⑦ 特に国道沿いの場合は取付管等が破損して陥没が発生すると重大事故につながる可能性が高く、土地の所有者にも補償責任が科されるため、使用しない公共ますの残置は取付管を含めて認められない。

## 10 公共ますの設置申請について

- ① 設置申請をする前に、市の負担で設置できる場所か、自己負担で設置する場所か確認すること。
- ② あらかじめ本管の有無や深さ、マンホールの場所、地下埋設物の状況をよく確認して、公共ますの希望位置と深さを計画すること。
- ③ 設置箇所の道路の管理者を確認し、私道の場合は**所定の承諾書**を添付すること。
- ④ ホームページ等に掲載のスケジュールを確認し、設置希望日の三ヶ月前（冬期間は四ヶ月前）までに設置申請をすること。
- ⑤ 規模の大きい施工（国道や県道）や本管が深く埋設されているなどの特殊な現場は通常よりも設置までに時間がかかるため、早めに申請すること。
- ⑥ 市の設置工事は競争により業者を決定するが例年、9月以降は業者が決まりづらい。このため、希望日までに設置が間に合わないことや、希望場所に設置することが出来ないことがあっても市は金銭的な補償等の責任を取ることが出来ないため、十分に余裕をもって申請すること。

○青森市下水道条例（抜粋）

（排水設備等の計画の確認）

第五条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画による排水設備等の設置及び構造について、管理者の定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更であって、事前にその旨を管理者に届け出た場合は、この限りでない。

（排水設備等の工事の施行）

第六条 排水設備等の新設等の工事は、市又は排水設備等の工事について技能を有する者として管理者が指定する市指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）でなければ行ってはならない。

- 2 指定業者は、前条の規定により確認を受けた書類に基づき工事を施行することとし、管理者が必要と認めた場合は事前に工事材料の検査を受けなければならない。

（指定業者の資格要件等）

第七条 指定業者は、次に掲げる要件に適合する者でなければならない。

- 一 次の表に定めるところにより、排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）及び排水設備工事配管工（以下「配管工」という。）を常時置くこと。

区分	必要な資格	常時置かなければならない人数
責任技術者	青森県下水道協会（以下「協会」という。）が定める責任技術者の資格（以下「責任技術者の資格」という。）	一人以上
配管工	責任技術者の資格又は協会が定める配管工の資格	二人以上

二 工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。

三 県内に店舗を有すること。

四 次のいずれの場合にも該当しないこと。

- イ 代表者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合
- ロ 第十二条第一項の規定により指定を取り消されてから二年を経過していない場合
- ハ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある場合
- ニ 代表者が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事を適正に施行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者である場合
- ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者が

いる場合

- 2 前項第四号ロに掲げる場合で、当該指定業者が法人であるときは、その代表者は、同号ロに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定業者の指定を受けることができない。

(指定の停止又は取消し)

第十二条 管理者は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を一定の期間停止し、又は取り消すことができる。

- 一 下水道に関する法令(この条例を含む。第三号において同じ。)に違反する行為があったとき。
- 二 第七条に規定する資格要件を欠いたとき。
- 三 正当な理由がなく、下水道に関する法令に基づいて管理者が行う職務の執行を拒み、又は妨げたとき。
- 四 第十四条第二項に規定する遵守事項を守らなかったとき。
- 五 管理者に対し指定の取消しを申し出たとき。
- 六 前各号に規定するもののほか、公共下水道の正常な運営を阻害する行為があったとき。

(変更の届出義務)

第十三条 指定業者は、店舗の移転、廃業、転業、責任技術者の変更その他指定を受けたときの要件に変更があったときは、その都度速やかにこれを管理者に届け出なければならない。

(指定業者の責務及び遵守事項)

第十四条 指定業者は、下水道に関する法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他管理者が定めるところに従い誠実に工事を施行しなければならない。

- 2 指定業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - 一 工事の施行の申込みに対し、正当な理由がある場合を除くほか、これを拒まないこと。
  - 二 工事の契約に際し、工事金額、工事期限その他必要な事項を明示し、適正な工事費で施行すること。
  - 三 工事の全部又はその重要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
  - 四 指定業者としての自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
  - 五 第五条の規定による排水設備等の計画の確認を受けた後に工事に着手すること。
  - 六 次条の規定による検査に合格した後一年以内に排水設備等に異状(天災地変又は使用者(下水を公共下水道に排除して、これを使用する者をいう。以下同じ。)の故意若しくは過失によると認められる場合を除く。)が生じたときは、無償でこれを補修すること。
  - 七 災害等緊急時に排水設備等の復旧に関して管理者から協力要請があった場合は、これに協力するよう努めること。

八 使用する責任技術者及び配管工が下水道に関する法令に違反しないよう指導及び監督すること。

(排水設備等の工事の検査)

第十五条 指定業者が排水設備等の新設等の工事を完了したときは、管理者に三日以内にその旨を届け出て検査を受けなければならない。

(使用の開始等の届出)

第二十二條 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、中止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

(罰則)

第四十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第五条第一項又は第二項の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者
- 二 第六条第一項又は第二項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を施行した者
- 三 第十五条第一項、第二十条又は第二十二條の規定による届出を怠った者
- 四 第十八條、第十九條又は第二十一條の規定に違反した使用者
- 五 第二十九條第三項の規定による装置の取付けを拒否し、又は妨げた者
- 六 第三十二條の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- 七 第五条第一項若しくは第二項又は第三十四條の規定による申請書又は書類、第二十条又は第二十二條の規定による届出書、第二十九條第二項の規定による申告書又は第三十二條の規定による資料に不実の記載をして提出した者
- 八 前條第二項の規定による指示に従わなかった者

## ○青森市下水道条例施行規程（抜粋）

（排水設備の固着箇所及び工事の実施方法）

第三条 条例第三条第三号に規定する排水設備を公共ます等に固着させる箇所及び工事の実施方法は、汚水を排除するための排水設備については、汚水ますのインバート上流端の接続孔と管底高とに違いの生じないようにし、かつ、ますの内壁に突き出さないようにさし入れ、その周囲をモルタル等で埋め、内外面の上塗り仕上げをすることとする。

2 前項により難い特別の理由があるときは、管理者の指示を受けなければならない。

（排水設備等計画の申請書の提出及び承認書）

第五条 条例第五条第一項に規定する確認を受けようとするときは、排水設備工事施行承認申請書(様式第一号)に次項に規定する書類を添付し、着工予定日の十日前までに管理者に提出しなければならない。

（工事の施行）

第十一条 指定業者は、排水設備等の新設等の工事(以下この条及び次条において「工事」という。)を施行するときは、管理者が承認した材料を使用しなければならない。

2 指定業者は、工事の施行に係る設計及び監理を排水設備工事責任技術者に行わせなければならない。

3 管理者は、指定業者が施行する工事に係る利害について、一切の責めを負わない。

（工事の検査）

第十二条 条例第十五条第一項に規定する検査を受けようとするときは、排水設備等工事完成届(様式第七号)に工事の施行後の状況について記載した第五条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の検査の結果、工事により新設等を行った排水設備等が関係法令の規定に適合しないことその他の不良な工事の施行による事由により当該工事について改善する必要があると認められるときは、当該工事を行った市指定工事業者に対し、当該工事について設計の変更、材料の取替えその他改善のために必要な措置を行うよう命ずるものとする。

（使用の開始等の届出）

第十五条 条例第二十二條第一項本文の規定により公共下水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときは、公共下水道使用等届出書(様式第十一号)をその事実が発生した日から七日以内に管理者に提出しなければならない。

## ○青森市指定排水設備工事業者の処分に関する要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 青森市下水道条例（平成17年青森市条例第201号。以下「下水道条例」という。）第12条第1項の規定に基づく指定の停止又は取消し（以下「処分」という。）の基準及び手続については、青森市行政手続条例（平成17年青森市条例第28号。以下「行政手続条例」という。）第3章及び青森市聴聞手続規則（平成17年青森市規則第19号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（違反点数の付与）

第3条 管理者は、前条の規定による確認を行った結果、指定業者が違反行為を行ったと認めるときは、当該指定業者に対し、別表第1に定める審査項目の区分に応じ、当該区分に定める違反点数を付与する。

2 管理者は、前項の規定により違反点数を付与しようとするときは、あらかじめ第9条に規定する処分審査委員会（第5条において「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 指定業者において、同時に二つ以上の違反行為があった場合は、違反行為ごとに違反点数を付与するものとする。

4 第1項の規定により付与した違反点数は、付与された日から2年間有効とする。

5 前項の規定にかかわらず、処分があったときの違反点数（文書による警告の基礎になったものを除く。）は、当該処分の期間が満了する日まで有効とする。

（処分）

第4条 管理者は、前条の規定により付与された違反点数の累計点数が別表第2に定める基準に該当することとなったときは、同表に定める処分又は文書による警告を行うものとする。

2 指定業者において、指定停止処分満了日の翌日から2年間に違反行為があった場合は、前項の規定にかかわらず、別表第3に定める基準により処分を行うものとする。

（処分後の工事の特例）

第8条 処分対象者は、処分期間中、排水設備工事をするができない。ただし、当該処分決定前において処分対象者が排水設備工事に着手していた場合に限り、完成まで当該処分対象者に施工させることができる。



別表第1（第3条関係）

## 違反行為に関する審査基準

番号	審査項目	違反点数
1	下水道条例第5条の規定により確認を受けた書類に基づき工事を施行しなかったとき。	80
2	工事完成の日から3日以内に完成届を提出しないとき。	30
3	検査に不合格であって、管理者が改善を命じても、これに応じないとき。	30
4	責任技術者に設計及び工事監理をさせず施工したとき。	30
5	検査に合格した工事であって、1年以内に異常を生じた場合、管理者が補修を命じても、これに応じないとき。	60
6	排水設備工事の全部又はその重要な部分を第三者に委託又は請け負わせたとき。	60
7	指定停止処分中に排水設備工事を施工したとき。	150
8	上記区分の他、下水道条例第12条第1項（第2号及び第5号を除く。）に該当したとき。	管理者が別に定める点数

別表第2（第4条関係）

## 処分等に関する基準

番号	処分等に関する基準	処分等の内容
1	違反点数の累計点数が30点に達したとき。	文書による警告
2	違反点数の累計点数が60点に達したとき。	1箇月指定停止
3	違反点数の累計点数が80点に達したとき。	2箇月指定停止
4	違反点数の累計点数が100点に達したとき。	3箇月指定停止
5	違反点数の累計点数が150点に達したとき。	6箇月指定停止
6	違反点数の累計点数が200点に達したとき。	指定取消し

別表第3（第4条関係）

## 指定停止処分満了日の翌日から2年間に違反行為があった場合の処分に関する基準

番号	処分に関する基準	処分の内容
1	違反点数の累計点数が30点に達したとき。	1箇月指定停止
2	違反点数の累計点数が60点に達したとき。	2箇月指定停止
3	違反点数の累計点数が80点に達したとき。	3箇月指定停止
4	違反点数の累計点数が100点に達したとき。	6箇月指定停止
5	違反点数の累計点数が150点に達したとき。	指定取消し